**○○町内会防災計画**

**令和７年○月**

**○○町内会**

目 次

第１章 総 則

１．目 的　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　１

２．用　語　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　１

３．計画の見直し　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　１

第２章 地域防災体制

１．防災体制　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　１

２．連絡系統　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　２

３．連絡内容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　２

４．連絡方法　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　３

　５．町内会長及び班長の役割　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　３

　６．町内会役員　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　３

第３章　自主防災組織

１．役　割　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　４

　２．活　動　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　４

　３．体　制　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　４

　４．自主防災隊長の役割　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　４

　５．活動班の活動内容　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　５

第４章　まちづくり協議会と町内会

　１．体　制　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　５

　２．まちづくり協議会が進める町内会（自主防災組織）防災活動の支援　　……………　　　６

第５章　避　難

１．避難行動　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　６

（１）浸水災害及び土砂災害　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　６

（２）地　震　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　７

２．避難所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　７

　（１）一時避難所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　７

　（２）指定避難所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　７

　（３）その他の避難先（私の避難場所）　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　７

　（４）避難経路　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　８

第６章 要支援者及び要配慮者への対応

１．要支援者及び要配慮者への支援準備　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　８

　（１）町内会における避難の準備　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　８

　（２）「要支援者名簿」の整備及び取り扱い　　　　　　　　　　　　　　 ……………　　　８

　（３）要支援者の避難支援、誘導　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　　９

第７章 ○○町内会未加入世帯への対応

　１．○○町内会未加入世帯への対応　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　１０

　（１）未加入世帯の把握と勧誘　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　１０

　（２）情報伝達方法　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　１０

第８章 ○○町内会の防災マップ

　１．○○町内会の防災マップ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　……………　　１０

1. **総 則**

**１．目 的**

本計画は、○○町内会の住民が、豪雨・台風等の水害や地震等の災害に対して、地域コミュニティ（共助）や適正な自己行動（自助）によって、迅速かつ安全に命を守る行動を行うことを目的とする。

**２．用　語**

|  |  |
| --- | --- |
| 用語 | 説明 |
| 大雨注意報 | 大雨によって災害の恐れがある場合に発表 |
| 大雨警報（土砂災害） | 大雨によって重大な土砂災害が起こる恐れのある場合に発表 |
| 大雨警報（浸水害） | 大雨によって重大な浸水害が起こる恐れのある場合に発表 |
| 洪水警報 | 重大な洪水災害が発生する恐れがある場合に発表 |
| 記録的短時間大雨情報 | 数年に一度しか発生しないような短時間の大雨を観測した場合に発表 |
| 特別警報 | 重大な災害が起こる恐れが著しく大きな場合に発表 |
| 土砂災害警戒情報 | 大雨警報発表後、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに発表 |
| △△川氾濫危険情報 | 河川のはん濫に対して危険な場合に発表 |
| 避難準備情報  （市が発令） | 災害の危険性が高くなった地域の住民に安全な場所へ避難する準備を呼びかける発令 |
| 避難指示  （市が発令） | 災害が発生する恐れが極めて高い状況から、市民に避難を強く促す発令 |

**３．計画の見直し**

この計画は、○○町内会で実施する訓練や地域情報等を踏まえ、町内会役員や自主防災隊長の協議により、必要に応じて修正するものとする。

　　なお、修正した計画は、○○町内会住民に周知するものとする。

1. **地域防災体制**

**１．防災体制**

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 活動単位 | ○「○○町内会」を地域防災体制の基本的な単位とする。  ○「○○町内会長」は「○○町内会」の計画を取りまとめ、管理する。 |
| 指示命令者 | ○町内会事項は、「○○町内会長」とする。 |
| 防災活動の主体 | ○町内会で設置する「○○自主防災組織」とする。 |
| 自主防災組織の基本体制 | ○「隊長」及び「副隊長」を配置する。  ○防災活動における指導、調整者は、「隊長」とする。「副隊長」は隊長を補佐する。 |

**２．連絡系統**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丹生川支所　　　　※状況により、連合町内会長待機

報告・連絡・相談　　　　 指導・指示・伝達

○○町内会長

報告・連絡・相談　　　　 指導・指示・伝達

○○自主防災組織

　　　　　　　　　 報告・連絡・相談 指導・指示・調整、

　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　調査等把握

活動班（○○住民）

○○住民

（自分の命は自分で守る行動）

身の周りが落ち着き、余裕が出た方から順次活動に参加

**３．連絡内容**

|  |  |
| --- | --- |
| 情報の種類 | 連絡の内容 |
| ○避難情報（避難準備情報、避難指示） | ○○○町内会へ避難の準備（指示）をするよう呼びかける。 |
| ○避難所開設 | ○○○○○へ避難するよう呼びかける。 |
| ○安否情報 | ○△△△△さん（個人名）は、○○（施設名）に移動し、安全である旨を連絡する。  ○△△△△さん（個人名）とは連絡が取れず、安否が確認できない旨を連絡する。 |
| ○情報伝達、報告、相談、  班個別事項等 | ○時間経過とともに状況を報告する。  ○相談を受け回答した場合は、その結果を報告する。  ○相談を受け回答できない場合は、連絡系統で回答を求める。  ○その他個別の事案がある場合は、情報を伝達する。 |

**４．連絡方法**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 系統 | 通信状態 | 伝達手段 |
| ○○町内会長　⇔  ○○自主防災隊長 | 電話正常 | 電話・結ネット・LINE・ショートメールの併用 |
| 電話不通 | 直接訪問連絡、伝言（伝言者複数名選定） |
| ○○自主防災隊長　⇔  ○○住民 | 電話正常 | 電話・結ネット・LINE・ショートメールの併用 |
| 電話不通 | 直接訪問連絡、伝言（伝言者複数名選定） |

**５．町内会長及び班長の役割**

|  |  |
| --- | --- |
| ○○町内会長の役割 | |
| 《平常時》 | 《災害時》 |
| ○高山市や丹生川まちづくり協議会が実践する防災活動（訓練、講演会等）への協力及び町内会員への参加啓発  ○班長との連絡体制の確認・徹底  ○自主防災隊長との連絡体制の確認と徹底  　・情報収集及び伝達体制  ・要支援者の把握及び避難時における援助体制の整備・確認  　・自主防災活動班体制の整備・確認  ○要援護者、要配慮者の把握（調査含む）及び要支援者台帳の管理 | ○班長への連絡事項等の伝達  ○班長からの連絡事項等の丹生川支所（または連合町内会長）への伝達  ○自主防災隊長への連絡事項等の伝達  ○自主防災隊長からの連絡事項等の把握  ○情報収集（避難情報、避難所開設、安否情報、情報伝達、報告、相談、班個別事項等）  ○防火、防犯措置の徹底  ○一時避難所「○○○○」の開設（避難所への収容）  ○○○町内会における軽微な事項への対応  　☞①班長との協議により決定  　　②決定事項は、町内会及び自主防災組織役員で情報共有  ○人命に関わる重要事項への対応  　☞①連合町内会長を通じ支所の判断、指示を伺う  　　②指示、指導事項を班長へ伝達 |

|  |  |
| --- | --- |
| 班長の役割 | |
| 《平常時》 | 《災害時》 |
| ○高山市や丹生川まちづくり協議会が実践する防災活動（訓練、講演会等）への協力及び班員への参加啓発  ○各世帯への連絡網の構築、徹底 | ○情報収集（避難情報、避難所開設、安否情報、情報伝達、報告、相談等） |

**６．町内会役員**

|  |
| --- |
| ○町内会長　　　　　　　○１班長　　　　　○８－１班長　　　○１４班長  ○副町内会長　　　　　　○２班長　　　　　○８－２班長　　　○１５班長  ○副町内会長　　　　　　○３班長　　　　　○９班長　　　　　○１６班長  ○農業改良組合長　　　　○４班長　　　　　○１０班長　　　　○１７班長  ○避難所運営等支援員　　○５班長　　　　　○１１班長　　　　○１８班長  　　　　　　　　　　　　○６班長　　　　　○１２班長　　　　○１９班長  　　　　　　　　　　　　○７班長　　　　　○１３班長 |

1. **自主防災組織**

**１．役　割**

　　自主防災組織は、「隊長」を中心に活動する。

|  |  |
| --- | --- |
| 《平常時》 | 《災害時》 |
| 「備え」の徹底 | 「防災避難活動」の実行 |

**２．活　動**

|  |  |
| --- | --- |
| 《平常時》 | 《災害時》 |
| ○日頃からのコミュニケーションづくり  ○防災・減災に関する知識や心得の周知・徹底  ○防災訓練（班単位）の実践  ○防災訓練（町内会単位）への参加  ○防災活動班の体制整備及び業務内容の徹底  ○携行品、備蓄品準備の周知、徹底  ○防災備品の点検（消火栓、ホース格納庫、ヘルメット等）  ○技能者及び技術者の把握（調査含む）等 | ○情報収集（被災情報、安否情報、避難者の把握等）  ○伝達（被災情報、避難啓発、避難所情報、交通等）  ○一時避難所「○○○○」の運営  ○救出救護  ○避難誘導（避難所への誘導、要支援者の避難誘導）  ○炊き出しや救援物資の配分  ○防火、防犯措置の徹底等 |

**３．体　制**

○○自主防災組織

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　隊　長 ○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　副隊長 ○○○○　 平日昼間（臨時体制）

○○○ ○○○○　　 ⇔　○○○○、○○○○、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ○○○○、○○○○、

○○○○、○○○○

通報連絡班 消火（清掃）班　　 救出救護班 避難誘導班　　　給食給水班

　　　　班長 ○○○○　 班長 ○○○○ 班長 ○○○○ 班長 ○○○○ 班長 ○○○○

隊員 ○○○○　 隊員 ○○○○　 隊員 ○○○○ 隊員 ○○○○ 隊員 ○○○○

　　　　　　 ○○○○　　　　○○○○　　 　 ○○○○ ○○○○ 　　○○○○

　　　　　　 ○○○○ ○○○○　　　 ○○○○ ○○○○ 　　○○○○

※本活動班は、「高山市自主防災組織育成指導要領」による

　 自主防災組織の体制が変更の場合は、町内会内で情報共有し周知徹底する。

**４．自主防災隊長の役割**

|  |  |
| --- | --- |
| 《平常時》 | 《災害時》 |
| ○情報伝達方法及び連絡網の構築、徹底  ○防災訓練（町内会単位）の企画、実践  ○活動班長との連携確認  ○要支援者の把握及び避難時における援助体制の整備・確認  ○要援護者台帳の管理  ○各活動班の体制整備と活動内容の周知・徹底  ○隊長不在時における体制の確認  ○防災活動に関する人材の発掘、育成 | ○情報収集及び伝達  ○町内会長との連携協力  ○○○自主防災組織各活動班の円滑な活動への調整 |

**５．活動班の活動内容**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動班 | 《初期活動》 | 《避難所活動》 |
| 情報連絡班 | ・情報の収集  ・通報、連絡  ・避難情報の広報  ・被害情報の調査（「隊長」への報告等） | ・避難者名簿の整理  ・掲示板の設置等 |
| 消火（清掃）班 | ・１１９番通報  ・出火防止  ・初期消火活動（消火器、消火栓等）  ・消防団との連携消火等 | ・トイレの確保  ・電源の確保  ・清掃、ごみ処理等 |
| 救出救護班 | ・１１９番通報  ・応急手当  ・負傷者の救出・救護と搬送等 | ・負傷者対応等 |
| 避難誘導班 | ・住民の安否確認  ・災害弱者の確認  ・班住民の避難誘導活動等 | ・班の世話  ・毛布の確保等 |
| 給食給水班 | ・飲み水の確保  ・炊き出し等 | ・飲み水の確保  ・食料等救援物資の配給等 |

1. **まちづくり協議会と町内会**

**１．体　制**

　　町内会（自主防災組織）は、まちづくり協議会（安心・安全部会）が進める防災活動支援などを受け、共助体制の強化を図る。

【まちづくり協議会】　　　　　　　　　　　　　　 【町内会】

　　　　　【安心・安全部会】　　　　　　 　　　　　　　　【町内会・自主防災組織】

企画・紹介・支援・指導　　 町内会長

　 部会長

実践・整備・提出・報告　　　　 隊長、副隊長

**２．まちづくり協議会が進める町内会（自主防災組織）防災活動の支援**

|  |
| --- |
| まちづくり協議会が進める町内会（自主防災組織）防災活動支援 |
| ○地区防災計画の作成・見直し  〇地域内各種組織、団体との連携調整  〇避難台帳整備（丹生川地区連合町内会実施業務）  ○町内会防災計画の作成・見直し  ○町内会防災マップの作成・見直し  ○防災体制整備（有識者助言など）  ○防災用品の紹介、その他　共助体制の強化 |

1. **避　難**
2. **避難行動**（「防災・避難マニュアル（家庭用）」参照）

**（１）浸水災害及び土砂災害**

**①警戒レベルと避難情報**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 警戒　レベル | 避難情報 | 住民がとるべき行動 | 防災気象情報等 |
| ５ | 緊急安全確保 | 命の危険、直ちに安全確保 | 大雨特別警報 |
| レベル４までに必ず避難 | | | |
| ４ | 避難指示 | 危険な場所からの全員避難 | 土砂災害警戒情報  氾濫危険情報 |
| ３ | 高齢者等避難 | 危険な場所から高齢者らは避難 | 大雨警報、洪水警報、氾濫警戒情報 |
| ２ |  | 自らの避難行動を確認 | 大雨注意報、洪水注意報 |
| １ |  | 災害への心構えを高める |  |

**②警戒レベルと班活動**

（資料「豪雨災害タイムライン」「台風災害タイムライン」参照）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 警戒　レベル | 避難情報 | 町内会における行動 |
| ５ | 緊急安全確保 | ○命を守る最善の行動 |
| ４ | 避難指示 | ○避難連絡（連絡網等）  ○地区内の避難所の把握  ○要支援者の避難支援 |
| ３ | 高齢者等避難 | ○気象情報の入手  ○一時避難所開設の検討、開設、周知  ○自主避難の呼びかけ  ○連合町内会長は、支所と待機体制の確認  ○町内会長、班長、自主防災隊長は自宅待機  ○避難準備の連絡（連絡網等）  ○要支援者の避難支援 |

**（２）地　震**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 状況 | 勧告、発令 | 町内会における行動 |
| 準備 | － | ○各種地震防災情報の入手方法、避難所、避難経路、持出品を確認等の準備 |
| 発生 | 緊急地震速報 | ○揺れを感じたら、慌てず丈夫な机等の下に身を隠す  ○ある程度、揺れがおさまってから情報を入手  ○ヘルメット等で頭を保護しながら、屋外の安全な場所に避難  ○安否確認（家族、隣人ほか） |
| 避難 | 避難指示 | ○自動車移動の回避（緊急車輌の妨げ）  ○２人以上の行動  ○要支援者の支援 |
| 帰宅 | 避難指示の解除 | ○危険な場所（川沿いの道路、土石流危険区域等）は避けて帰宅  ○壊れた建造物へは入らない |

1. **避難所**

**（１）一時避難所**

|  |  |
| --- | --- |
| 事　項 | 内　容 |
| 役割 | ○市が指定する指定避難所へ円滑に避難が行えるよう、町内会ごとに一時的に集合して待機する場所 |
| 避難所 | ○○○○（１か所） |
| 開設、閉鎖、運営 | ○開設及び閉鎖：町内会長及び施設鍵管理者（町内会長指示による）  ○運　営　　　：○○町内会 |
| 留意事項 | ○自主避難（自己の判断で避難すべきと判断した場合等）  ○避難所の開設は、町内会長に相談  ○地震の場合、耐震性が確保されている指定避難所への避難が重要 |

**（２）指定避難所**

|  |  |
| --- | --- |
| 事　項 | 内　容 |
| 役割 | ○被災者の滞在を想定した場所  ○適切な規模や構造、設備を有する施設 |
| 避難所  ※該当施設に下線 | 旗鉾地区多目的集会所、旧丹生川東小学校、法力活性化施設、 高山市丹生川支所・総合防災センター、丹生川老人いこいの家、丹生川中学校、丹生川小学校、細越地区多目的集会所、 荒城地区多目的集会所 の９か所 |
| 開設、閉鎖、運営 | ○開設及び運営：市及び各町内会の避難所運営等支援員  ○閉　鎖　　　：市 |

**（３）その他の避難先（私の避難場所）**

移動の安全性が確保しがたい場合や自主避難が困難と考えられる世帯の場合は、近隣施設や親戚・知人宅など、予め「その他の避難先」（私の避難場所）を決め、避難台帳に記入のうえ班長または町内会長へ提出しておく。また、実際の避難時には班長または町内会長へその旨を確実に伝える。

　　班長及び町内会長は、年度当初に提出される避難台帳への「その他の避難場所」の記載を確認しておき、避難時にはその都度確認する。

**（４）避難経路**

　　豪雨災害時における指定避難所への移動にあたっては、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域の通過及び河川水位の上昇時の橋の通過（橋桁の流木等の詰まり等）に十分留意する。

　　なお、前記移動の安全性が確保しがたい場合や自主避難が困難と考えられる世帯では、警戒レベル３（高齢者等避難）の段階で、避難台帳に位置付けた「その他の避難先」（近隣施設や親戚・知人宅など、指定した私の避難場所）へ避難する。

　　地震災害における指定避難所への移動にあたっても同様とするものの、橋の強度が確保されていない場合は、迂回するなどの方法で安全を確保する。

　　なお、避難所等への移動が既に困難・危険である場合は、山側から離れた自宅の二階などで身の安全を確保するなど、状況に応じた避難をする。

1. **要支援者及び要配慮者への対応**

**１．要支援者及び要配慮者への支援準備**

**（１）町内会における支援の準備**

　　○要支援者の支援活動の基礎となる「要支援者名簿」の整備

　　○要支援者及び要配慮者のニーズの把握

　　○要支援者の指定避難所までの避難支援にあたる援助者（近隣の方等）の選定

　　　《参　考》

　　〈要配慮者〉高齢者、障がい者、乳幼児、園児、児童生徒その他特に配慮を要する方

　　〈要支援者〉要配慮者のうち、自ら避難することが困難であり、移動等に介助を要する方

　　　　　　　　高齢者　　　　　　　 障がいのある方 状況によって

支援が必要な方

　　　　 ・ひとり暮らし　　　　　 ・視覚、聴覚、言語が　　　　・妊産婦

　　　　 ・高齢者のみの世帯　　　　 不自由な方　　　　　　　　・乳幼児

　　　　 ・寝たきりの方　　　　　 ・精神障がい・知的障　　　　・外国人　等

　　　　 ・認知症の方　等　　　　 　がいのある方　等

**（２）「要支援者名簿」の整備及び取り扱い**

**①情報収集**

　　　・毎年、避難台帳整備を通じて支援希望者（本人自らが名簿登録を希望した者）の調査を実施する。

　　　・従来の支援希望者と新たな支援希望者を整理する。

**②台帳の情報共有**

　　　・市が保有している介護、障がい等の情報や民生児童委員の情報等、市から提供される支援者情報及び○○町内会が調査した要支援者情報は、○○町内会長が適正に管理する。

　　　・台帳情報の共有範囲は、丹生川支所（地域振興課）及び高山市社会福祉協議会、民生児童委員、○○町内会、○○自主防災組織、消防団、高山警察署とする。

**③災害発生時に新たに要支援者が発生した場合の対応**

　　　・災害により家族や近隣の援護がなく自宅に取り残されたり、生活に支障を生じる等、新たな要支援者が発生する事態となる場合、二次災害発生の危険性を鑑み、○○町内会長は丹生川支所へ情報連絡する。

**（３）要支援者の避難支援、誘導**

　　下記のとおり要支援者の避難支援、誘導を行う。

災害発生

主に平日の昼　　　　　　　　　　　　　　主に平日の夜、休日

（仕事がある時間）　　　　　　　　　 　　（仕事がない時間）

家族（援助者）がいる場合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【避難行動】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・家族が安否を確認する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・避難経路を確認したうえで家族

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（援助者）と○○○（指定避難所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　まで避難する。

　　　家族（援助者）がいない場合　　　　　　　　　家族（援助者）がいない場合

　　　【準備行動】　　　　　　　　　　　　　　　　【準備行動】

　　　・近隣の援助者が電話、訪問などし　　　　　　・近隣の援助者が電話、訪問などし

　　　　て安否を確認し、避難支援が必要　　　　　　　て安否を確認し、避難支援が必要

　　　　か確認する。　　　　　　　　　　　　　　　　か確認する。

　　　【誘導】　　　　　　　　　　　　　　　　　　【誘導】

　　　・避難経路を確認したうえで要支援　　　　　　・避難経路を確認したうえで要支援

者と○○○（指定避難所）まで避　　　　　　　者と○○○（指定避難所）まで避

難する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　難する。

　　　（要支援者の同意が得られない場合　　　　　　（要支援者の同意が得られない場合

　　　　でも支援が必要と判断された場合　　　　　　　でも支援が必要と判断された場合

　　　　は、支援を行う。）　　　　　　　　　　　　　 は、支援を行う。）

　　　・自宅に取り残されたり、新たな要　　　　　　・自宅に取り残されたり、新たな要

　　　　支援者が発生する事態となる場合　　　　　　　支援者が発生する事態となる場合

　　　　は、○○町内会長は丹生川支所へ　　　　　　　は、○○町内会長は丹生川支所へ

　　　　情報連絡する。　　　　　　　　　　　　　　　情報連絡する。

※名簿に記載された援助者が、日中などで不在の際は、下記の者が確認・対応する。

　　　　○○班　……　○○○○、○○○○

　　　　○○班　……　○○○○、○○○○

　　　　○○班　……　○○○○、○○○○

　　　　○○班　……　○○○○、○○○○

　　※援助者が交代の場合は、町内会で情報共有し周知徹底する。

1. **○○町内会未加入世帯への対応**

**１．○○町内会未加入者への対応**

町内会未加入世帯に対する対応について、○○町内会は下記のとおり行う。

**（１）未加入世帯の把握と勧誘**

　　　　　まず、転入時の機会をとらえて、町内会への加入をお願いする。しかし、諸事情により加入されないこともあることから、本人に配慮しながら可能な限りの情報を収集して世帯の状況を把握する。併せて、災害の各種情報が配信される「メール配信サービス」（配信項目：安全安心）の登録を勧めたりハザードマップを配布するなど、啓発活動を行う。

**（２）情報伝達方法**

　　　　　消防支団と連携し、電話が正常で電話対応できる世帯については電話にて情報伝達を行う。電話が不通で対応できない世帯については、災害状況を確認したうえで自宅訪問する等して情報伝達を行う。

**第８章　　○○町内会の防災マップ**

**１．○○町内会の防災マップ**

　町内会の範囲と最寄りの指定避難所までの範囲を対象に、次のとおり防災マップを作成する。

防災マップには、河川や主要道路を着色し、市発行のハザードマップなどを参考に、土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの記入、地域住民がこれまで経験した身近な危険個所の情報についても記入する。

一時避難所や指定避難所、消防ポンプ庫や自主防災倉庫など災害時に重要となる施設にドットシールを貼る。

　　　　　災害発生時の重機による支援活動など、協力事業所等の重機保管場所などにドットシールを貼る。

　　　　　毎年作成の避難台帳などを参考に、要支援者宅及びその援助者宅の位置にドットシールを貼る。そのうえで、その誘導避難経路を確認し着色する。

　　　　　この防災マップは、町内会役員の交代や毎年作成する避難台帳への記載内容の変更に的確に対応するため、毎年見直し作成するものとする。また、防災マップは町内会長が保管し、万一避難が必要となった場合は活用する。なお、町内会長の交代時には確実に次期町内会長へ引き継ぎ、切れ間なく次世代に情報を共有する。